

契 約 書

支出負担行為担当官外務省大臣官房会計課長 水嶋 光一(以下、「甲」という。)
と株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○(以下、「乙」という。)との間に、以下の
条項に基づき、「日本用本国生計費」「在外公館所在地における生計費を算出し、
指数化したもの」「在外公館所在地における生活の厳しさを評価し、数値化したもの」
(以下、業務という。)」に関する請負契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義誠実の原則に則り、相互の信頼関係を維持し、誠意をも
って本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、甲の指示及び別紙「仕様書」に基づき、業務を履行し、甲はその給付
の対価として乙にその代金を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 本契約金額は、金○○○○○○○円也(うち消費税額及び地方消費税額
○○○○○円也)とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、別添の物品毎に消費税法第28条
第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に
基づき、算出した額の計である(契約金額の105分の5)。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(納入期限)

第5条 本契約の納入期限は、平成25年7月5日までとする。

(業務の検収)

第6条 乙は、前条の規定により業務を完了したときは、甲又は甲の指定する職員に
よる検査・確認を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

3 第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲の指示に従い、
遅延なく代品を納入し、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は乙の負担とする。

5 第1項から第3項をもって物品の検収とする。

(納入の遅延)

第7条 乙は、自己の責に帰すべからざる理由により業務を完了することができない場合は、その理由を速やかに甲に対し通知しなければならない。

2 乙は、甲が前項の理由を正当と認めるときは、甲・乙双方協議の上、納期を延長することができるものとする。

3 甲は、乙の責に帰すべき理由により第6条第1項に定める納期までに業務を完了することができない場合においても、期限後に業務を完了する見込みがあると認めるときは、違約金を課した上で、納期の延長を認めることができるものとする。

(遅滞利息)

第8条 乙は、前条第3項により納期より延長して物品を納入したときは、納期の翌日より納入の日までの日数に応じて、第3条の契約金額に基づき納入すべき物品の金額に対し年3.0%の率を乗じて算出した額を違約金として甲に支払うものとする。

(支払)

第9条 乙は、毎月末に第6条の規定により検収を了したときは、当該月分の請求書に明細書を添えて甲に提出し、物品の代金支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の適法な支払請求書を受領した日から起算して30日(以下、「約定期間」という。)以内に請求金額を乙へ支払うものとする。

(支払遅延)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき理由により前条第2項に規定する約定期間内に当該請求に係る代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払を了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年3.0%の率を乗じて算出した額を遅延利息として乙へ支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項のただし書きに基づいて債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第1条第3項に規定するセンター支出官に対して、同令第42条の2に基づき支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約の履行にあたり知り得た双方に関する秘密の事項につき、本契約期間中、契約完了後の如何を問わずこれを漏洩又は他の目的に使用してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないか、又は履行する見込みがないと認めたとき。
- (2) 本契約について乙が不正行為をしたと認めたとき。
- (3) 乙が、自己の責に帰すべき理由により契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙が、自己の責に帰すべからざる理由により契約の解除を申し出たときで、その理由が正当であると認めたとき。

2 乙は、前項第1号から第3号の規定により契約が解除されたときは違約金として第3条の契約金額から既に履行済みの金額を控除した額の100分の10に相当する額を甲の指定するところにより甲に支払わなければならない。ただし、前項第4号及び甲の都合により契約が解除されたときは、甲は乙に対し乙が既に本契約履行に伴い支出した経費を払うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、前条第1号から第3号の規定により契約を解除したときは、乙に対し、損害賠償を請求できるものとする。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲・乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第15条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和21年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令又は同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第16条 乙は、第6条による検収後12ヶ月以内に、乙の納入物及び業務に隠れたる瑕疵があることが判明したときは、甲の定める相当の期間内に納入物を無償で他の良品と引替え、若しくは修補しなければならない。

(著作権等)

第17条 本契約の対象となる業務に係る著作権は、乙に帰属するものとする。

(紛争の解決)

第18条 本契約の履行中に紛争が生じたときは、甲・乙協議の上、円満解決を図るものとする。

2 前項により解決しないときは、東京地方裁判所にその調停を依頼し、その裁判に甲・乙双方従うものとする。

3 暴力団排除に関する条項を別添のとおり定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長 水嶋 光一

乙 【落札業者】

仕 様 書

1. 調達件名

「日本用本国生計費」「在外公館所在地における生計費を算出し、指数化したもの」「在外公館所在地における生活環境の厳しさを評価し、数値化したもの」の調達

2. 調達概要

(1) 日本用本国生計費

(ア) 平成 25 年現在で、東京乃至は東京・名古屋・大阪の三大都市圏に居住している以下 (i) ~ (iv) の日本人家庭モデルを想定し、それぞれについて外務省が指定する年収額（税・掛け金等控除後の総年収について、以下のモデル毎に示す。単位は 1 円単位）での、年間所要生計費（単位は 1 円単位）を算出する。

- (i) 大卒 35 歳、配偶者、小学生の子 2 名
- (ii) 大卒 35 歳単身
- (iii) 大卒 45 歳、配偶者、小学生の子 2 名
- (iv) 大卒 27 歳単身

なお、生計費の算出にあたっては、総務省の全国消費実態調査をベースとし、右調査に表れる消費支出に占める費目別割合を考慮したものとするが、右調査を基に独自の調査結果を加味しても差し支えない。

また、生計費を算出するプログラムでも差し支えないが、その場合には電子媒体（エクセルデータ）での納品とすること。

(イ) 生計費の定義は、以下の支出を除外したものとする。

- ・税金等に関連するもの（所得税、住民税、年金、個人保険料、寄付金等）
- ・資産形成に関連するもの（貯蓄、投資、自動車購入費用、住宅改築費用、住宅ローンなど）
- ・教育費
- ・住居費

(ウ) 最新のデータであること（平成 23 年以前のものは不可）

(2) 在外公館所在地における生計費を算出し、指数化したもの

(ア) 日本用本国生計費を 100 とした場合で、日本人海外駐在員が在外公館所在地に赴任した場合の必要生計費を算出し、指数化する。なお指数を算出する際には、在外公館所在地毎に、現地の店頭価格を実地調査し、その調査品目は日本人の嗜好を考慮した別添の類する品目から 140 品目以上とし、調査した品目を複数の分野に分類して各分野毎に指数化した上で、各分野に日本の一般家庭の支出実態を勘案した比重を乗じて総合的な指数を算出する。

なお、為替レートについては、平成 25 年 2 月 6 日の財務省告示による「出納官吏レート」を使用する。

(イ) 在外公館所在地の内、別添の都市について指数を提示する。

- (ウ) 生計費の定義は日本用本国生計費と同じとする。
- (エ) 完成品は紙媒体、電子媒体、どちらでも差し支えないが、指数の一覧について電子媒体（エクセルデータ）で納品する。
- (オ) 最新の資料とする（平成 23 年以前のものは不可）。
- (3) 在外公館所在地における生活環境の厳しさを評価し、数値化したもの
 - (ア) 日本人海外駐在員が上記の在外公館所在地に赴任した場合を想定し、上記在外公館所在地の生活の厳しさを数値化する。駐在員からのアンケートを取り纏めたものではなく、公式統計やその他客観的資料に基づき、上記在外公館所在地毎に、生活環境について別添の項目より 30 項目以上を調査し、調査した項目を自然環境、治安、隔離度・遠隔性、衛生、医療、住環境、レクリエーション等、複数の分野に分類して（各分野毎に調査していない項目が生じないように考慮すること）、各分野に日本人が一般的に困難さを感じる度合いを勘案した比重を乗して、総合的な評価を数値化する。また、その根拠となった各分野・各項目の結果もあわせ提示する。
なお、別添の項目以外の項目を加えたものでも差し支えないが、その場合には加えた項目について、30 項目の数に含めない。
 - (イ) 在外公館所在地の内、別添の都市について提示する。
 - (ウ) 納品は電子媒体（エクセルデータ）で納品すること。
 - (エ) 最新のデータであること（平成 23 年以前のものは不可）

3. 納入期限

平成 25 年 7 月 5 日（金）まで

※ただし、平成 25 年度予算の成立を条件とする。

4. 契約者に求められる条件・留意事項

- (1) 仕様書記載の業務内容一式を確実に履行出来ること。
- (2) 類似の資料等を作成した経験を有すること。
- (3) 仕様書に沿った資料等が作成されていないと外務省が判断した場合には、契約者の責任において速やかに改善を図ること。また、改善が認められない場合には、契約の一部又は全部を解除し、損害賠償を請求することもあるので留意すること。なお、このために必要な追加経費は、外務省は一切負担しない。

(了)

「在外公館所在地における生計費を算出し、指数化したもの」：調査対象品目

| 食料品 | | | | | | |
|------------|--------------|--------------|-------------|------------|------------|--------|
| 米 | 日本米 | もち米 | パン | 麺類 | シリアル | 小麦粉 |
| もち | その他穀類 | | | | | |
| 生鮮魚類 | 塩干魚類 | 魚肉加工品 | かまぼこ等練り物 | その他魚介類 | 魚介類缶詰 | |
| 生鮮牛肉 | 生鮮豚肉 | 生鮮鶏肉 | その他生鮮肉 | 肉類缶詰 | | |
| ハム | ソーセージ | ベーコン | 肉加工品 | | | |
| 牛乳 | ヨーグルト | バター | チーズ | その他乳製品 | | |
| 鶏卵 | | | | | | |
| 生鮮野菜 | 根菜 | 葉野菜 | 豆類 | | | |
| 海藻 | 乾物 | 干しのり | わかめ | 昆布 | その他乾物 | |
| 豆腐 | 油揚げ・がんもどき | 納豆 | その他大豆製品 | | | |
| こんにやく | 漬け物 | 野菜・海藻加工品 | | | | |
| 生鮮果物 | 果物加工品 | 果物缶詰 | 果汁・野菜製品 | | | |
| 食用油 | オリーブオイル | マーガリン | 食塩 | 醤油 | みそ | 砂糖 |
| 酢 | ソース | ケチャップ | マヨネーズ | ドレッシング | ジャム | カレールウ |
| その他調味料 | | | | | | |
| 飴 | チョコレート | ビスケット | アイスクリーム | チップス | せんべい | その他菓子類 |
| 調理パン | 冷凍調理食品 | その他調理食品 | その他主食的調理食品 | | | |
| 即席麺 | レトルトご飯 | その他レトルト食品 | | | | |
| 粉ミルク | 離乳食 | ベビーフード | | | | |
| 緑茶 | 紅茶 | その他茶類 | コーヒー豆 | インスタントコーヒー | | |
| 炭酸飲料 | 乳酸菌飲料 | ソフトドリンク | ミネラルウォーター | | | |
| 清酒 | 焼酎 | ビール | ウイスキー | ワイン | ブランデー | その他酒類 |
| 外食費(朝食) | 外食費(昼食) | 外食費(夕食) | 喫茶費 | 外食飲酒費 | ファーストフード | |
| | | | | | | |
| 家電・家事用品 | | | | | | |
| 電子レンジ | 炊事用電気器具 | 炊事用ガス器具 | 電気冷蔵庫 | 電気掃除機 | 電気洗濯機 | 衣類乾燥機 |
| ミシン | 電気アイロン | その他家事用品 | | | | |
| エアコンディショナー | ストーブ(温風ヒーター) | その他冷暖房用器具 | | | | |
| 食器類 | 食卓用品 | 調理器具 | 台所用品 | その他家事雑貨 | | |
| ポリ袋 | ラップ | アルミホイル | ティッシュ | トイレトペーパー | タオル | シーツ |
| その他家事用消耗品 | | | | | | |
| 食器用洗剤 | 洗濯用洗剤 | その他洗剤 | | | | |
| 家具・家事用品修理代 | その他家事サービス代 | | | | | |
| | | | | | | |
| 衣料・履き物 | | | | | | |
| 男性用背広服 | 男性用上着 | 男性用ズボン | 男性用コート | その他男性用洋服 | | |
| 男性用ワイシャツ | 男性用シャツ | 男性用セーター | 男性用ジーンズ | 男性用下着類 | 男性用靴下 | ネクタイ |
| 婦人服 | 婦人用上着 | スカート | 婦人用スラックス | 婦人用コート | その他婦人用洋服 | |
| 婦人用ブラウス | 婦人用シャツ | 婦人用セーター | 婦人用ジーンズ | 婦人用下着類 | 婦人用靴下 | |
| 子供用上着 | 子供用ズボン | その他子供用洋服 | | | | |
| 子供用シャツ | 子供用セーター | 子供用ジーンズ | 男児用下着類 | 女児用下着類 | 子供用靴下 | |
| その他の被服 | 生地・糸・針類 | | | | | |
| 男性用運動靴 | 男性用革靴 | 婦人用運動靴 | 婦人用靴 | 子供靴 | その他履き物 | |
| 被服仕立代・修理代 | クリーニング代 | 被服賃借料 | | | | |
| | | | | | | |
| 保険・医療 | | | | | | |
| 風邪薬 | 胃薬 | 整腸剤 | 頭痛薬 | 絆創膏 | 湿布薬 | 包帯 |
| その他医薬品 | | | | | | |
| 健康保持用摂取品 | その他健康用消耗品 | | | | | |
| 眼鏡 | コンタクトレンズ | 保存・洗浄液 | その他消耗品 | | | |
| 紙おむつ | 授乳用品 | その他育児用消耗品 | | | | |
| 健康用医療用品 | | | | | | |
| 医科診療代 | 歯科診療代 | その他保険医療サービス費 | | | | |
| | | | | | | |
| 交通 | | | | | | |
| 鉄道運賃 | バス代 | タクシー代 | 航空運賃 | 有料道路料金 | その他交通費 | |
| ガソリン | オイル | バッテリー | タイヤ | その他自動車部品 | その他自動車関連用品 | 自動車整備費 |
| 自動車保険料 | その他自動車関連サービス | | | | | |
| | | | | | | |
| 通信 | | | | | | |
| 郵便料 | 固定電話通信料 | 移動電話通信料 | インターネット接続料 | その他通信サービス | | |
| 宅配便運送料 | その他運送料 | | | | | |
| | | | | | | |
| 教養・趣味 | | | | | | |
| テレビ | ステレオオーディオ | 携帯型音楽・映像機器 | ビデオデッキ | パソコン | カメラ | ビデオカメラ |
| フィルム | 保存用メディア | 楽器 | 音楽・映像収録メディア | その他AV機器消耗品 | | |
| 文房具 | 文房消耗品 | スポーツ用品 | テレビゲーム | 子供用玩具 | その他玩具 | その他教養品 |
| 新聞 | 週刊誌・雑誌 | 書籍 | その他印刷物 | | | |
| ケーブルテレビ受信料 | その他受信料 | | | | | |
| | | | | | | |
| その他の消費支出類 | | | | | | |
| 理美容サービス | 理髪料 | 理美容電気器具 | 化粧品類 | 整髪・育毛剤 | その他理美容用品 | |
| 浴用石けん | 洗顔石けん | シャンプー | 歯磨き | 歯ブラシ | カミソリ | 生理用品 |
| その他消耗品 | | | | | | |
| 傘 | 鞆 | 身の回り用品 | | | | |
| たばこ | ペットフード | | | | | |

「在外公館所在地における生計費を算出し、指数化したもの」：都市一覧

| 地域 | 国 | | 都市 | |
|-----|----------|-------------|------------|----------|
| アジア | 1 | インド | 1 | ニューデリー |
| | | | 2 | チェンナイ |
| | | | 3 | ムンバイ |
| | 2 | インドネシア | 4 | ジャカルタ |
| | 3 | カンボジア | 5 | プノンペン |
| | 4 | シンガポール | 6 | シンガポール |
| | 5 | スリランカ | 7 | コロンボ |
| | 6 | タイ | 8 | バンコク |
| | | | 9 | チェンマイ |
| | 7 | 韓国 | 10 | ソウル |
| | | | 11 | 釜山 |
| | 8 | 中国 | 12 | 北京 |
| | | | 13 | 広州 |
| | | | 14 | 上海 |
| | | | 15 | 重慶 |
| | | | 16 | 瀋陽 |
| | | | 17 | 青島 |
| | 18 | 香港 | | |
| | 9 | ネパール | 19 | カトマンズ |
| 10 | パキスタン | 20 | イスラマバード | |
| | | 21 | カラチ | |
| 11 | バングラディシュ | 22 | ダッカ | |
| 12 | 東ティモール | 23 | ディリ | |
| 13 | フィリピン | 24 | マニラ | |
| 14 | ブルネイ | 25 | バンダルスリブガワン | |
| 15 | ベトナム | 26 | ハノイ | |
| | | 27 | ホーチミン | |
| 16 | マレーシア | 28 | クアラルンプール | |
| | | 29 | ペナン | |
| 17 | ミャンマー | 30 | ヤンゴン | |
| 18 | モンゴル | 31 | ウランバートル | |
| 19 | ラオス | 32 | ビエンチャン | |
| 大洋州 | 20 | オーストラリア | 33 | キャンベラ |
| | | | 34 | シドニー |
| | | | 35 | パース |
| | | | 36 | ブリスベン |
| | | | 37 | メルボルン |
| | 21 | ニュージーランド | 38 | ウェリントン |
| | | | 39 | オークランド |
| | 22 | パプア・ニュー・ギニア | 40 | ポートモレスビー |
| | 23 | フィジー | 41 | スバ |

「在外公館所在地における生計費を算出し、指数化したもの」：都市一覧

| 地域 | 国 | | 都市 |
|------------|--------|------------|----------------|
| 北米 | 24 | アメリカ合衆国 | 42 ワシントン |
| | | | 43 アトランタ |
| | | | 44 サンフランシスコ |
| | | | 45 シアトル |
| | | | 46 シカゴ |
| | | | 47 デトロイト |
| | | | 48 デンバー |
| | | | 49 グアム |
| | | | 50 ヒューストン |
| | | | 51 ボストン |
| | | | 52 ホノルル |
| | | | 53 マイアミ |
| | | | 54 ロサンゼルス |
| | | | 55 ニューヨーク |
| | | | 25 |
| 57 カルガリー | | | |
| 58 トロント | | | |
| 59 バンクーバー | | | |
| 60 モントリオール | | | |
| 南米 | 26 | アルゼンチン | 61 ブエノスアイレス |
| | 27 | ウルグアイ | 62 モンテビデオ |
| | 28 | エクアドル | 63 キト |
| | 29 | エルサルバドル | 64 サンサルバドル |
| | 30 | キューバ | 65 ハバナ |
| | 31 | グアテマラ | 66 グアテマラシティ |
| | 32 | コスタリカ | 67 サンホセ |
| | 33 | コロンビア | 68 ボゴタ |
| | 34 | ジャマイカ | 69 キングストン |
| | 35 | チリ | 70 サンチアゴ |
| | 36 | ドミニカ共和国 | 71 サントドミンゴ |
| | 37 | トリニダード・トバゴ | 72 ポート・オブ・スペイン |
| | 38 | ニカラグア | 73 マナグア |
| | 39 | ハイチ | 74 ポルトープランス |
| | 40 | パナマ | 75 パナマ・シティ |
| | 41 | パラグアイ | 76 アスンシオン |
| | 42 | ブラジル | 77 ブラジリア |
| | | | 78 サンパウロ |
| | | | 79 マナウス |
| | | | 80 リオデジャネイロ |
| 43 | ベネズエラ | 81 カラカス | |
| 44 | ペルー | 82 リマ | |
| 45 | ボリビア | 83 ラパス | |
| 46 | ホンジュラス | 84 テグシガルパ | |
| 47 | メキシコ | 85 メキシコシティ | |

「在外公館所在地における生計費を算出し、指数化したもの」：都市一覧

| 地域 | 国 | 都市 | | |
|----|--------------|----------|------------|----------|
| 欧州 | 48 | アイスランド | 86 | レイキャビク |
| | 49 | アイルランド | 87 | ダブリン |
| | 50 | アゼルバイジャン | 88 | バクー |
| | 51 | イタリア | 89 | ローマ |
| | | | 90 | ミラノ |
| | 52 | ウクライナ | 91 | キエフ |
| | 53 | ウズベキスタン | 92 | タシケント |
| | 54 | イギリス | 93 | ロンドン |
| | | | 94 | エディンバラ |
| | 55 | エストニア | 95 | タリン |
| | 56 | オーストリア | 96 | ウィーン |
| | 57 | オランダ | 97 | ハーグ |
| | 58 | カザフスタン | 98 | アスタナ |
| | 59 | ギリシャ | 99 | アテネ |
| | 60 | キルギスタン | 100 | ビシュケク |
| | 61 | グルジア | 101 | トビリシ |
| | 62 | クロアチア | 102 | ザグレブ |
| | 63 | スイス | 103 | ベレン |
| | | | 104 | ジュネーブ |
| | 64 | スウェーデン | 105 | ストックホルム |
| | 65 | スペイン | 106 | マドリード |
| | | | 107 | バルセロナ |
| | 66 | スロバキア | 108 | ブラチスラバ |
| | 67 | スロベニア | 109 | リュブリャナ |
| | 68 | セルビア | 110 | ベオグラード |
| | 69 | タジキスタン | 111 | ドゥシャンベ |
| | 70 | チェコ | 112 | プラハ |
| | 71 | デンマーク | 113 | コペンハーゲン |
| | 72 | ドイツ | 114 | ベルリン |
| | | | 115 | デュッセルドルフ |
| | | | 116 | フランクフルト |
| | | | 117 | ミュンヘン |
| | | | 118 | オスロ |
| | 73 | ノルウェー | 118 | オスロ |
| | 74 | ハンガリー | 119 | ブダペスト |
| | 75 | フィンランド | 120 | ヘルシンキ |
| | 76 | フランス | 121 | パリ |
| 77 | ブルガリア | 122 | ソフィア | |
| 78 | ベラルーシ | 123 | ミンスク | |
| 79 | ベルギー | 124 | ブラッセル | |
| 80 | ポーランド | 125 | ワルシャワ | |
| 81 | ボスニア・ヘルツェゴビナ | 126 | サラエボ | |
| 82 | ポルトガル | 127 | リスボン | |
| 83 | ラトビア | 128 | リガ | |
| 84 | リトアニア | 129 | ビリニュス | |
| 85 | ルーマニア | 130 | ブカレスト | |
| 86 | ルクセンブルク | 131 | ルクセンブルク | |
| 87 | ロシア | 132 | モスクワ | |
| | | 133 | サンクトペテルブルク | |

「在外公館所在地における生計費を算出し、指数化したもの」：都市一覧

| 地域 | 国 | 都市 | | |
|------|-------|-----------|-------|------------------|
| 中東 | 88 | アフガニスタン | 134 | カブール |
| | 89 | アラブ首長国連邦 | 135 | アブダビ |
| | | | 136 | ドバイ |
| | | | 137 | サヌア |
| | 90 | イエメン | 138 | テルアビブ |
| | 91 | イスラエル | 139 | テヘラン |
| | 92 | イラン | 140 | マスカット |
| | 93 | オマーン | 141 | ドーハ |
| | 94 | カタール | 142 | クウェート |
| | 95 | クウェート | 143 | リヤド |
| | | | 144 | ジッダ |
| | 96 | サウジアラビア | 145 | ダマスカス |
| | 97 | シリア | 146 | アンカラ |
| | | | 147 | イスタンブール |
| 98 | トルコ | 148 | マナーマ | |
| 99 | バーレーン | 149 | アンマン | |
| 100 | ヨルダン | 150 | ベイルート | |
| 101 | レバノン | 151 | アルジェ | |
| アフリカ | 102 | アルジェリア | 152 | ルアンダ |
| | 103 | アンゴラ | 153 | カンパラ |
| | 104 | ウガンダ | 154 | カイロ |
| | 105 | エジプト | 155 | アディスアベバ |
| | 106 | エチオピア | 156 | アクラ |
| | 107 | ガーナ | 157 | リーブルビル |
| | 108 | ガボン | 158 | ヤウンデ |
| | 109 | カメルーン | 159 | コナクリ |
| | 110 | ガーナ | 160 | ナイロビ |
| | 111 | ケニア | 161 | アビジャン |
| | 112 | コート・ジボワール | 162 | キンシャサ |
| | 113 | コンゴ民主共和国 | 163 | ルサカ |
| | 114 | ザンビア | 164 | ジブチ |
| | 115 | ジブチ | 165 | ハラレ |
| | 116 | ジンバブエ | 166 | ハルツーム |
| | 117 | スーダン | 167 | ダカール |
| | 118 | セネガル | 168 | ダルエスサラーム |
| | 119 | タンザニア | 169 | チュニス |
| | 120 | チュニジア | 170 | アブジャ |
| | 121 | ナイジェリア | 171 | ワガドゥグー |
| | 122 | ブルキナファソ | 172 | コトヌ |
| | 123 | ベナン | 173 | ハボローネ |
| | 124 | ボツワナ | 174 | アンタナナリボ |
| | 125 | マダガスカル | 175 | リロングウェもしくはプランタイア |
| | 126 | マラウイ | 176 | バマコ |
| | 127 | マリ | 177 | プレトリアもしくはヨハネスブルグ |
| | 128 | 南アフリカ | 178 | ヌアクショット |
| | 129 | モーリタニア | 179 | マプト |
| | 130 | モザンビーク | 180 | ラバトもしくはカサブランカ |
| | 131 | モロッコ | 181 | トリポリ |
| | 132 | リビア | 182 | キガリ |
| | 133 | ルワンダ | | |

「在外公館所在地における生活の厳しさを評価し、数値化したもの」:調査対象項目

| |
|--|
| <p>自然環境</p> <p>現地の環境により、それぞれ段階的な評価を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人体に影響のある高度 ・気温の高低 ・降水量 ・湿度 ・その他劣悪な自然環境(大気汚染、砂嵐、日照不足など) ・自然災害の有無 |
| <p>戦争、政情不安、テロ等</p> <p>現地の状況により段階的な評価を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の有無、発生する可能性が高い、近隣国で発生しており拡大する可能性が高い、など |
| <p>犯罪及び嫌がらせ</p> <p>犯罪に関する危険度が高く、何らかの治安対策が必要</p> <p>犯罪発生率が高く、一人で出歩くことが困難</p> <p>外国人に対する嫌がらせが恒常的に存在している</p> <p>外国人に対する嫌がらせが散発的に発生する</p> <p>その他治安による生活環境への影響</p> |
| <p>隔離度・遠隔性</p> <p>現地からの出国の利便性</p> <p>現地での公共交通機関、自家用車の利便性</p> <p>現地におけるインターネットインフラ状況</p> <p>現地において日本のインターネットにアクセスできない</p> <p>現地地内での電話利用に不都合がある(かかりにくい、混線など)</p> <p>国際電話が繋がりにくい</p> <p>上記の項目について段階的な評価が行うのが好ましいが、次の項目については段階的な評価を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地から日本までの飛行機で移動した場合の所要時間 ・現地から日本への郵便事情、日本から現地への郵便事情 ・政治・宗教的理由による生活制限 |
| <p>病気及び衛生事情</p> <p>現地において感染症の流行や、風土病があり、予防薬や予防接種が勧められる</p> <p>現地において近年に感染症の流行があった</p> <p>通常利用する食料品店の衛生状態(冷蔵設備の有無など)</p> <p>レストランの衛生状態(利用できるレストランに制限があるなど)</p> <p>水道水の水質(そのままでは飲用や炊事に使用できないなど)</p> <p>その他衛生事情(下水道の有無、ゴミ処理施設の有無、など)</p> |
| <p>医療施設</p> <p>医療設備(機器、薬品)や医療技能(医師、看護婦、技師)の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人駐在員が受診可能な内科 日本人駐在員が受診可能な外科 日本人駐在員が受診可能な産婦人科 日本人駐在員が受診可能な歯科 日本人駐在員が受診可能な耳鼻科 日本人駐在員が受診可能な小児科 日本人駐在員が受診可能な整形外科 <p>現地における救急医療体制 について評価</p> |
| <p>住居、生活環境</p> <p>日本人(外国人)駐在員向け住居地域(無いためにホテル住まいを余儀なくされるなど)</p> <p>居住区およびその近隣で日常の買い物ができる環境にあるか</p> <p>現地のインフラの未整備による断水の頻度、時間</p> <p>現地のインフラの未整備による停電の頻度、時間</p> <p>交通事情(交通渋滞、交通機関の欠如などにより自分で運転できないなど)</p> <p>生活事情(治安の悪さや衛生事情により生活する上で使用人が必須など)</p> |
| <p>レクリエーション</p> <p>日本人(外国人)駐在員が利用できるスポーツ施設</p> <p>日本人(外国人)駐在員が利用できる文化娯楽施設</p> <p>日本語、または英語のテレビ番組</p> |
| <p>生活物資</p> <p>現地で合法的に調達できない食料品(酒類含む)がある</p> <p>現地において新鮮な野菜、肉、魚のいずれかが入手できない</p> <p>現地に日系デパート/スーパー、または日本食料品専門店がない</p> <p>現地に日本食料品を扱う店(アジアショップ、オリエンタルショップなど)がない</p> <p>現地において日本語の新聞、書籍、雑誌のいずれも購入できない</p> <p>現地に日本食レストランがない</p> |

「在外公館所在地における生活の厳しさを評価し、数値化したもの」：都市一覧

| 地域 | 国 | | 都市 |
|-----|-------|---------------|-------------|
| アジア | 1 | インド | 1 ニューデリー |
| | | | 2 コルカタ |
| | | | 3 チェンナイ |
| | | | 4 ムンバイ |
| | 2 | インドネシア | 5 ジャカルタ |
| | | | 6 デンパサール |
| | | | 7 メダン |
| | | | 8 スラバヤ |
| | 3 | カンボジア | 9 プノンペン |
| | 4 | スリランカ | 10 コロンボ |
| | 5 | タイ | 11 バンコク |
| | | | 12 チェンマイ |
| | 6 | 中国 | 13 北京 |
| | | | 14 広州 |
| | | | 15 上海 |
| | | | 16 重慶 |
| | | | 17 瀋陽 |
| | | | 18 青島 |
| | 7 | ネパール | 19 カトマンズ |
| | 8 | パキスタン | 20 イスラマバード |
| | | | 21 カラチ |
| | 9 | バングラディシュ | 22 ダッカ |
| | 10 | 東ティモール | 23 デイリ |
| | 11 | フィリピン | 24 マニラ |
| 12 | ブルネイ | 25 バンダルスリブガワン | |
| 13 | ベトナム | 26 ハノイ | |
| | | 27 ホーチミン | |
| | | 28 クアラルンプール | |
| 14 | マレーシア | 29 ペナン | |
| | | 30 ヤンゴン | |
| 15 | ミャンマー | 31 ウランバートル | |
| 16 | モンゴル | 32 ビエンチャン | |
| 17 | ラオス | 33 ホニアラ | |
| 大洋州 | 18 | ソロモン | 34 ヌクアロファ |
| | 19 | トンガ | 35 ポートモレスビー |
| | 20 | パプア・ニュー・ギニア | 36 コロール |
| | 21 | パラオ | 37 スバ |
| | 22 | フィジー | 38 マジュロ |
| | 23 | マーシャル | 39 コロニア |
| | 24 | ミクロネシア | |

「在外公館所在地における生活の厳しさを評価し、数値化したもの」：都市一覧

| 地域 | 国 | 都市 | | |
|----|--------|--------------|------------|-------------|
| 南米 | 25 | アルゼンチン | 40 | ブエノスアイレス |
| | 26 | ウルグアイ | 41 | モンテビデオ |
| | 27 | エクアドル | 42 | キト |
| | 28 | エルサルバドル | 43 | サンサルバドル |
| | 29 | キューバ | 44 | ハバナ |
| | 30 | グアテマラ | 45 | グアテマラシティ |
| | 31 | コスタリカ | 46 | サンホセ |
| | 32 | コロンビア | 47 | ボゴタ |
| | 33 | ジャマイカ | 48 | キングストン |
| | 34 | チリ | 49 | サンチアゴ |
| | 35 | ドミニカ共和国 | 50 | サントドミンゴ |
| | 36 | トリニダード・トバゴ | 51 | ポート・オブ・スペイン |
| | 37 | ニカラグア | 52 | マナグア |
| | 38 | パナマ | 53 | パナマ・シティ |
| | 39 | パラグアイ | 54 | アスンシオン |
| | 40 | ブラジル | 55 | クリチバ |
| | | | 56 | ブラジリア |
| | | | 57 | サンパウロ |
| | | | 58 | マナウス |
| | | | 59 | リオデジャネイロ |
| 41 | ベネズエラ | 60 | カラカス | |
| 42 | ペルー | 61 | リマ | |
| 43 | ボリビア | 62 | ラパス | |
| 44 | ホンジュラス | 63 | テグシガルパ | |
| 45 | メキシコ | 64 | メキシコシティ | |
| 欧州 | 46 | アゼルバイジャン | 65 | バクー |
| | 47 | ウクライナ | 66 | キエフ |
| | 48 | ウズベキスタン | 67 | タシケント |
| | 49 | エストニア | 68 | タリン |
| | 50 | カザフスタン | 69 | アスタナ |
| | 51 | キルギスタン | 70 | ビシュケク |
| | 52 | クロアチア | 71 | ザグレブ |
| | 53 | セルビア | 72 | ベオグラード |
| | 54 | タジキスタン | 73 | ドゥシャンベ |
| | 55 | ブルガリア | 74 | ソフィア |
| | 56 | ポーランド | 75 | ワルシャワ |
| | 57 | ボスニア・ヘルツェゴビナ | 76 | サラエボ |
| | 58 | ラトビア | 77 | リガ |
| | 59 | リトアニア | 78 | ビリニュス |
| | 60 | ルーマニア | 79 | ブカレスト |
| | 61 | ロシア | 80 | モスクワ |
| 81 | | | ウラジオストク | |
| 82 | | | サンクトペテルブルク | |
| 83 | | | ハバロフスク | |
| 84 | | | ユジノサハリンスク | |

「在外公館所在地における生活の厳しさを評価し、数値化したもの」：都市一覧

| 地域 | 国 | | 都市 | |
|------|------|----------|-------|------------------|
| 中東 | 62 | アラブ首長国連邦 | 85 | アブダビ |
| | | | 86 | ドバイ |
| | 63 | イエメン | 87 | サヌア |
| | 64 | イスラエル | 88 | テルアビブ |
| | 65 | イラン | 89 | テヘラン |
| | 66 | オマーン | 90 | マスカット |
| | 67 | カタール | 91 | ドーハ |
| | 68 | クウェート | 92 | クウェート |
| | 69 | サウジアラビア | 93 | リヤド |
| | | | 94 | ジッダ |
| | 70 | シリア | 95 | ダマスカス |
| | 71 | トルコ | 96 | アンカラ |
| | | | 97 | イスタンブール |
| | 72 | バーレーン | 98 | マナーマ |
| 73 | ヨルダン | 99 | アンマン | |
| 74 | レバノン | 100 | ベイルート | |
| アフリカ | 75 | アルジェリア | 101 | アルジェ |
| | 76 | アンゴラ | 102 | ルアンダ |
| | 77 | ウガンダ | 103 | カンパラ |
| | 78 | エジプト | 104 | カイロ |
| | 79 | エチオピア | 105 | アディスアベバ |
| | 80 | ガーナ | 106 | アクラ |
| | 81 | ガボン | 107 | リーブルビル |
| | 82 | カメルーン | 108 | ヤウンデ |
| | 83 | ガーナ | 109 | コナクリもしくはアクラ |
| | 84 | ケニア | 110 | ナイロビ |
| | 85 | コンゴ民主共和国 | 111 | キンシャサ |
| | 86 | ザンビア | 112 | ルサカ |
| | 87 | ジブチ | 113 | ジブチ |
| | 88 | スーダン | 114 | ハルツーム |
| | 89 | セネガル | 115 | ダカール |
| | 90 | タンザニア | 116 | ダルエスサラーム |
| | 91 | チュニジア | 117 | チュニス |
| | 92 | ナイジェリア | 118 | アブジャ |
| | 93 | ブルキナファソ | 119 | ワガドゥガー |
| | 94 | ベナン | 120 | コトヌ |
| | 95 | ボツワナ | 121 | ハボローネ |
| | 96 | マダガスカル | 122 | アンタナナリボ |
| | 97 | マラウイ | 123 | リロングウェもしくはプランタイア |
| | 98 | 南アフリカ | 124 | プレトリアもしくはヨハネスブルグ |
| | 99 | モザンビーク | 125 | マプト |
| | 100 | モロッコ | 126 | ラバトもしくはカサブランカ |

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託者等（再委託者（再委託者が数次にわたるときは、すべての再委託者を含む。））、受任者（再委託以降のすべての受任者を含む。）及び再委託者若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再委託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（了）